

告示

埼玉県告示第百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が失効したので、同条第二項の規定により公示する。

平成三十年二月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

特定非営利活動法人とさき

二 代表者の氏名

太田原 秀義

三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

イ 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市大字戸崎三百八十四番地一

ロ その他の事務所の所在地

埼玉県上尾市大字戸崎三百八十五番地一

四 失効日

平成三十年二月十四日